

指定管理者募集要項概要（公募）

施設名	室蘭市墓地墓園
担当部課	生活環境部戸籍住民課
申込資格	<p>「室蘭市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」第3の3第3号ア及びイによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室蘭市内に事務所があること ・団体であること ・指定管理者の指定の取り消し又は停止を受けていないこと ・本市市税を滞納していない者であること等
申込期間	令和5年7月3日～8月31日
選定基準	<p>「室蘭市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」第4条による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用が確保されること。 ・管理等の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。 ・管理等の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること、又はその確保が可能であること。 ・収支計画書の内容が、施設管理経費の削減が図られるものであること。
管理の基準	<p>「室蘭市墓地条例」、「室蘭市墓地条例施行規則」、「室蘭市墓園条例」、「室蘭市墓園条例施行規則」、「墓地、埋葬等に関する法律」その他関連する法令等による。</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律に基づいた公衆衛生その他公共の福祉の見地及び市民の宗教的感情に根ざした墓地墓園を供すること。</p> <p>○開園期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年（管理事務所の閉鎖期間中は、積雪により園内を車両が進入できなくても構わない） <p>○管理事務所営業時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午前8時45分から午後3時30分 <p>○管理事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月～12月28日は無休、年末年始休、12月29日～2月28日管理事務所閉鎖
業務の範囲	<p>「室蘭市墓地条例」、「室蘭市墓地条例施行規則」、「室蘭市墓園条例」、「室蘭市墓園条例施行規則」及び「管理仕様書」による。</p> <p>○主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設案内業務 ・園内の巡視、点検 ・墓地台帳管理 ・草刈り、除草 ・除雪業務 ・共同墓、慰霊塔に関する業務
利用料金制度	有・ <u>無</u>
市の費用支出	<p>委託料＝管理費用(※)</p> <p>(※)ここで言う「管理費用」とは、市が設定した同費用額を参考にして団体と協議し定めた額を指す</p>
指定期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
その他特記事項	